令和4年第1回下仁田町議会定例会会議録第1号(8日)															
招集年月日	令和4年3月8日														
招集の場所	下仁田町議会議場														
開閉会日時	開会	令和	4年	3月 8日午前10月				時00分		議長島﨑紘一					
及び宣言	閉会	令和	4年	3月18日4			F前10時19分			副議長	議長 千 野			榮 治	
議員出席状況	議席番号	氏			名	応招 不応招 別	出欠席別	議席番号	氏			名	応招 不応招 別	出欠席別	
応 招 12名	1	小井	土	光	弘	0	0	7	佐	藤		博	0	0	
不応招 0名	2	大	手	博	幸	0	0	8	Ŧ	野	榮	治	0	0	
出 席 12名	3	佐々	木	信	也	0	0	9	島	,﨑	紘	_	0	0	
欠 席 0名	4	岡	田	邦	敏	0	0	1 0	塘		博	志	0	0	
欠 員 0名	5	木	暮	弘	元	0	0	1 1	出	田	武		0	0	
【 凡 例 】 ○応招・出席を	6	岩	崎	正	春	0	0	1 2	佐	藤	公	夫	0	0	
示す															
×欠席・不応招 を示す															
会議録署名議員	11番	岡	田	武	二	1 2	番	佐藤	公	夫					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長		<u>1</u>	岩 井		収		書記		佐藤里奈					
	町		長	原		秀	男	福祉	1	果長	1	岡 野	宏	口	
地方自治法	教	育	長	茂	木		学	保 健	童	果長	Ž.	永 井	邦	佳	
第121条に	総務	課	長	岡	野		均	農林	童	果長	包	左 藤	茂	治	
より説明のた	企 画	課	長	竹	内		誠	商工額	上光	課長	包	左藤	圭	司	
め出席した者	住民税務課長		長	猪野		ともえ		建設水道		課長	包	左藤	正	明	
の氏名	会 計	課	長	柴	田	悦	子	教育	Ē,	果長	木	床	通	典	

## 議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した議件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定 町長挨拶
- 3 一般質問

会議の経過

開 会 令和4年3月8日 午前10時00分

- ○議長 島崎紘一 議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第1回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
- ○議長 島崎紘一 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番 岡田武二君と、12番 佐藤公夫君を指名いたします。
- ○議長 島崎紘一 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で、本議会の運営等について協議されておりますので、その結果について報告を求めます。議会運営委員長

(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る2月25日午前10時から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営等に関する事項について協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から3月18日までの11日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただ

きます。その後、一般質問を岡田邦敏議員、佐藤博議員、岩崎正春議員の3 名の方が行います。

また、一般質問終了後から9日にかけまして、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております報告第1号から第33号議案の細部にわたる説明をしていただきます。

10日は、引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、9日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催していただき、報告第1号を報告の後、第22号議案まで上程、提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、第23号議案から第27号議案までの補正予算及び第28号議案から第33号議案までの当初予算は一括上程し、説明、質疑の後、全予算議案を予算決算特別委員会に付託し、陳情につきましては、所管の委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

本会議終了後、総務常任委員会を開催していただきます。

- 11日午後は、総務常任委員会予備日といたします。
- 12日及び13日は、休日につき休会といたします。
- 14日及び15日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催していただき、15日は終了後から社会経済常任委員会を開催していただきます。
- 16日は、社会経済常任委員会予備日とし、17日は、町長公務出張のため休会といたします。
- 18日最終日は、午前10時より本会議を開き、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、第23号議案から第33号議案に対しての討論、採決、また陳情の採決を行い、全日程を終了する予定です。

以上、この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営が出来ますよう 各位のご協力をお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

### ○議長 島﨑紘一 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間と決 定いたしました。

- ○議長 島崎紘一 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。町長 (原秀男町長 登壇)
- ○町長 原秀男 皆さま、おはようございます。

令和4年第1回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

三寒四温のこの時期、春の日差しがまばゆい日も増えてまいりました。改めまして、議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ沈静化せず、当地にとっては、より緊張感が増している状況下にもあります。一方、世界情勢に目を向ければ、ロシア軍によるウクライナへの侵攻により、民間人の被害者を多く出し、数を増やし、国際社会の平和と安全を著しく損なう事態に陥っております。ここに改めて、ロシアによる軍事的暴挙に対し、大きく非難の声を上げたいと思います。さらに今後におきましても、世界の政情不安がますます心配され、町といたしましては、世界平和を希求し、人権侵害のない社会の実現を切に願うものでございます。

さて、本定例会には、議案33件のほか、報告1件、諮問2件、陳情2件 についてご提案申し上げます。いずれの案件も、町民生活に直結する大変重 要な議案であります。

とりわけ、第28号議案からお諮りする令和4年度当初予算案につきましては、これより始まる新年度の執行体制の根幹をなし、当予算案には、感染症拡大により影響を受けた町民福祉、地域経済への対策を講じるコロナ感染症対応地方創生臨時交付金の使途をはじめ、昨年着手した構想をより具現化するための街なか賑わい整備基本計画案の策定費用を盛り込みました。これは、現在コロナ禍ではありますが、町内の飲食店へは人の流れが数多く見られ、地域外からの観光集客が見込まれる一方、その前後の滞在を促す資源が乏しく、滞在時間の短さによる経済損失に対応すべく、街なかに新たな魅力を創出し、賑わい、人、経済を呼び込みたいとする計画策定に係る予算でございますので、ご理解賜りたく重ねてお願い申し上げます。

さて、議案の項目でございますが、第1号議案から第5号議案までは、人権擁護委員候補者の推薦をはじめ、福祉医療費の支給並びに国民健康保険条例に係る条例の一部改正、令和3年度一般会計及び水道事業会計のそれぞれの専決処分の承認を求めたいとするものです。

続く第6号議案では、固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提

案いたします。

次に、諮問第1号、2号では、人権擁護委員の推薦についてお諮りいたします。

第7号議案では、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご提案いたします。

第8号議案は、個人情報保護条例の一部改正についてご提案するものです。 第10号議案及び第11号議案では、特別職及び一般職員等の諸給与支給 条例の一部改正についてご提案するものです。

第12号議案から第17号議案までは、職員の育児休業、固定資産評価委員会、福祉医療費、国民健康保険税、小口資金融資、道路占用料に関連する条例の一部改正についてご提案いたします。

続く第18号議案では、消防団条例についてご審議願うものです。

次に、第20号議案から22号議案は、財政処分、林業総合センターの設置管理に係る条例の廃止、道の駅しもにたの指定管理者などについて、それぞれご審議賜りたいとするものです。

また、第23号議案から27号議案までは、一般会計並びに各特別会計の 令和3年度補正予算について一括して上程するものです。

最後に、第28号議案から33号議案までは、一般会計並びに各特別会計 の令和4年度当初予算を上程させていただき、ご審議願うものでございます。 いずれの案件も、後ほど担当課長よりご説明を申し上げますので、よろし くご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年第1回議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日より大変お世話になります。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書に従いまして、質問を許します。岡田邦敏君

(岡田邦敏議員 一般質問席へ)

○4番 岡田邦敏 議席番号4番、岡田邦敏、30分の時間をいただきましたので、 通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問に入る前に、許可をいただきましたので、コピーを3枚ほど用意してありますので、事務局の方に配付をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

そうすれば、町が作成しましたこの第5次総合計画の後期基本計画2021

から2026という冊子の中で、住みよい町づくりをするための計画がたく さん、この冊子には載っております。その中で、今回は47ページの消費生 活の安定について、質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、人口減少や少子高齢化が進む下仁田町では、ここ数年でコンビニや 金融機関の支店が閉鎖されているのが現状です。また、高齢者の方が生活必 需品を買うのにも、車の運転が出来るうちは良いとしても、いずれは誰しも が免許証を返納する時期がやってきます。また、公共の乗り物を利用するの にも、ある程度限界があります。

そんな中、今回、食料品、日用品、燃料、医療品、飲食、それぞれの10 年前と現在の店舗の状況をまずは確認したいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 その件に関しまして、商工観光課長に答弁させます。
- ○議長 島崎紘一 商工観光課長
- ○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

令和3年に実施した経済センサスの確定数値が公表されておりませんので、 平成19年の商業統計調査及び平成28年の経済センサスの数値で答弁させ ていただきます。

食料品小売業の平成19年は62軒で、平成28年は40軒、日用品は、その他の小売業で19年は49軒で、28年は30軒、燃料小売業の19年は約8軒で、28年は6軒、織物衣類・身の回り品小売業の19年は14軒で、28年は8軒、飲食店の19年は約40軒で、28年は37軒です。平成19年から平成28年の間に、食料品小売業は22軒の減、その他の小売業は19軒の減、燃料小売業は約2軒の減、織物衣類・身の回り品小売業は6軒の減、飲食店は約3軒の減になっており、合計で約52軒の減少をしております。

#### ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 分かりました。大分減っている様子もありますが、これから減りそうな様子はあります。

次に、後継者の状況を確認したいと思いますので、現在は生活に困らない程度の店舗はあると思いますが、今後、ほとんどの店舗で後継者がいなく、事業継続が困難な状態となります。店舗が減っていく危機感を感じますが、それぞれの事情があると思われ、先ほど課長のほうで述べていただいた店舗全体で、後継者がいる店舗は何軒ぐらいあるか伺いたいと思います。よろし

くお願いします。

- 〇議長 島崎紘一 商工観光課長
- ○**商工観光課長 佐藤圭司** 後継者がいると思われる店舗は、3から4割程度と思 われます。
- ○議長 島﨑紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 後継者も、これからいろいろ問題になると思いますので、ぜひ検討の材料としていただきたいと思います。

次に本題なんですが、買い物弱者への支援体制を伺っていきたいと思います。

この第5次総合計画書の47ページの、皆さんにコピー渡してありますが、 抜粋で、消費生活の安定の町の取組に、行政、商工会、企業が協力した買い 物弱者に対する支援体制づくりと書いてありますが、現在の体制は出来てい ますか。また、出来ていないとすれば、どのような体制づくりを今後してい きますか、お伺いします。

- ○議長 島崎紘一 商工観光課長
- ○商工観光課長 佐藤圭司 買い物弱者とは、様々な理由で日常生活に必要な買い物が困難になっている人を言いますが、定義は様々で、経済産業省では、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々、農林水産省では、自宅からスーパーなど生鮮食料品販売店舗などの直線距離が500メートル以上離れ、自動車を持っていない人です。平成30年6月、農林水産省の発表によると、日本全国の買い物弱者数は平成26年時点で推計824万人に上り、10年前の調査から147万人増加していると言われています。

近年、身近な商店の閉店、また高齢のために、自動車の運転が困難になった人、障害のある人、子育で中の人など、買い物に不自由を感じている買い物弱者が全国的に大きな問題となっています。下仁田町でも同様なことが言えると思います。

買い物弱者の支援には、主に3つの方法があります。1つ目は、買い物の場をつくる。2つ目は、家まで商品を届ける。3つ目は、家から出掛けやすくするということです。

こうした取組の一つとして、下仁田町商工会では、平成25年12月に「買い物サービス便利帳」を制作しました。また、下仁田町商業協同組合では、群馬県が過疎地域での買い物困難者の増加により制定した「令和3年度 過疎地域いきいき集落づくり支援補助金」を活用し、令和3年11月に「し もにた買い物支援配達・出前マップ」を制作しました。制作するに当たり、 町は助言や事業費の4分の1を補助しております。残りの4分の3は県が補助しており、現在は43店舗が登録し、買い物弱者支援に取り組んでいる状況でございます。

- ○議長 島﨑紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 ありがとうございます。大分支援に取り組んでいるようですが、 町として具体的に取り組んでいる支援は、ほかにありますか。お願いします。
- ○議長 島崎紘一 福祉課長
- ○福祉課長 岡野宏巳 町としては、買い物弱者支援として位置づけてはおりませんが、現在、町営バスが200円の定額で、区域の制限はありますが、

と町内在住の70歳以上の方は無料で利用できるようになっています。さらに、町営バス路線から離れていて、町営バス等の公共交通の利用に不便を感じている地域の方に対する移動支援事業として、高齢者障害者の方にタクシー利用券を交付する「集落高齢者等タクシー利用券交付事業」を行っております。

また、シニアカーがないと1人で買い物や公共交通に支障がある方に対して、購入費を助成する「高齢者ハンドル型電動車いす購入費助成事業」を実施しております。

- ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 今、シニアカーということで福祉課長がお話ししましたが、シニアカーというのはどんな乗り物ですか。
- ○議長 島﨑紘一 福祉課長
- ○福祉課長 岡野宏巳 電動で乗れるんですが、三輪の車です。低速なんですが、20キロ以上は出ないんですが、そういったものになります。
- ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君
- **○4番 岡田邦敏** そのシニアカーはどのぐらいするものですか。金額的におよそでいいんですけれども。
- ○議長 島崎紘一 福祉課長
- ○福祉課長 岡野宏巳 30万円から35万円ぐらいだったと思います。
- ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 また、総合計画書の中に、「事業者の商品や燃料等の生活必需品の安定供給について、支援を行う」とあります。これは、コロナや後継者問題により店舗が減っていき、生活必需品などの安定供給が難しくなる可能性があると考えられます。町としては、これの対策はどうしていますか。お

伺いします。

- ○議長 島崎紘一 商工観光課長
- ○商工観光課長 佐藤圭司 町内の店舗が減少している状況から、新たな手法として、平成29年4月に、創業者の育成を通じて町に就業機会の拡大を図るため、創業に際し必要な支援措置を講じることにより、地域経済の活性化に寄与する目的とし、補助率2分の1、上限100万円の「下仁田町創業支援事業補助金要綱」を制定しました。補助金を活用し、創業した軒数は、平成29年度3軒、30年度1軒、令和元年度2軒、2年度5軒、3年度1軒の合計12店舗が増えている状況です。

しかし、生活必需品を扱う店舗が減少することにより、住民が不便を感じるようであれば、町としても新たな対策を講じる必要があると考えております。

- ○議長 島﨑紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 ありがとうございます。そうすれば、消費生活の安定について、 町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 消費生活なので、大変広い意味での質問でございますけれども、まず買い物弱者の問題ですけれども、先ほど商工観光課長が言ったように3つの支援方法が、対応があると。1つ目が買物の場をつくる。また、2つ目は家まで商品を届ける。そして、3つ目は家から出掛けやすくすると、この3要素があるわけでございますけれども、それぞれの部分でいろいろな課を横断しながら、検討していきたいと。特に3番目の家から出掛けやすくすると、これは買い物弱者というよりは、交通弱者にも匹敵すると。これは今後ますますこの問題が直前に迫ってくるかなと。それらも含めて、これはこれで今、企画課でも検討を始めております。

そういったことを含めて、総合的にこの3つの要素をうまく立ち上げるよ うな方向で研究していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 ありがとうございます。

町長が挨拶で述べました、街なか賑わい構想、大いに結構で応援したいと思います。また、それと同時にこの買い物弱者を作らないよう、行政で今後支援をして、民間とご協力して、移動のコンビニや移動の金融窓口、生協方式等を今後ぜひ検討していっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、大きい項目の2番になりますが、ヤングケアラーについて、少し質問をしたいと思います。

最近、少しずつですが、耳にするようになりました。18歳未満の子供で、何らかの都合で家族の面倒を見ている子供のことを「ヤングケアラー」と呼びます。一般的には、通常、施設等に入っている方が多いかと思われますが、症状が軽度の場合などは、同居の家族がいて、またケアできるようなケースだと思われます。自分の周りを見ましても、昔のように大人数、大家族は減って、核家族化が進んでいるのが現状です。また、ひとり親家庭が増加傾向にあるようです。

小学校、中学校、高校と、本来勉強や部活動、また遊びに一番いい時期を 家族のために時間が割かれてしまう、取られてしまう子供が、できればいな い方がいいに決まっています。

そこで今回お尋ねしたいんですが、現状の調査はどのぐらいされていますか。担当部署は把握しているか確認したいと思います。

- 〇議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 その件は、教育課長に答弁させます。
- 〇議長 島崎紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 福祉課にも関係がございますが、私からまとめてお答えさせていただきます。

まず、「ヤングケアラー」ですが、議員がおっしゃるようにはっきりした 定義はございません。一般的には、「慢性的な病気の親の介護や、幼い兄弟 の世話などを日常的に担っている18歳未満の子供のこと」を指しているよ うです。国が昨年度、全国の中高生に実施した調査によりますと、中学2年 生の5.7%、約17名に1人、高校2年生では4.1%、約24人に1人 が、「世話している家族がいる」と回答したようです。

県内では、群馬県教育委員会が昨年11月に、県立高校等にアンケート調査を実施しました。また、前橋市教育委員会では、昨年9月に全小中学生を対象にタブレットでアンケート調査をしたという報道がなされていましたが、総じて実態調査は進んでいないのが現状です。

町内の小中学生には、小中学校が把握している限りでは、この該当者はおりませんが、各家庭にこのことに関する調査をいたしてはおりませんので、 実態も把握できておりません。福祉部局でも把握している該当者はおりませんでした。

#### ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 いないことに越したことはありません。また、今後やはり発生する可能性は、田舎だから、子供が少ないからいないとは限りませんので、ぜひその辺は確認を今後ともお願いしたいと思います。特に小学生は、なかなかケアは出来ないかと思います。また、中学生や高校生になると、そういう方も出てくる可能性がありますので、十分注意をして、そういう子が困っていないような支援を今後、町としてもやっていただければなと思います。

ただ、繊細な問題ですので、なかなか本人もしゃべらなかったりするようなケースもあります。また、いじめにつながるようだと、かえって困りますので、その辺はまた調査をする場合は慎重にお願いしたいと思います。

そうすれば、今後の対策について、ちょっとお伺いしたいと思います。

仮に該当者がいてヘルパーを要請するような場合は、公的支援をしてもいいでしょうし、また、子供達が勉強や部活動等に支障がないようにしてあげることも必要ではないかと思いますが、今後の対策をどのようにしようと考えていますか。お願いします。

- ○議長 島﨑紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 お答えします。

先ほどのような現状を踏まえまして、国では、支援体制強化事業や子育て 世帯訪問支援モデル事業等を新規に創設するための新年度予算措置をしてお ります。

群馬県でも、新年度予算でヤングケアラーの支援体制を整えるため、実態調査に乗り出す方針を固めました。今月4日に内示された予算案の中に、関連費用500万円が計上されているとのことです。調査内容は、新たに設ける連絡会議で検討するようですが、学校のほかに、介護事業者らも調査対象とする考えでいるようです。まだまだ具体的対策を講じている自治体は、全国的に見てもあまりないようです。

教育課といたしましては、県の調査結果、分析や国の政策を注意深く見守りながら、どのような対応が必要か、学校や福祉部局と連携して検討してまいりたいと考えております。

- ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君
- ○4番 岡田邦敏 今、教育課長のほうでお話がありましたが福祉課のほうにもちょっと聞いてみたいと思います。福祉のほうはどう考えていますか。よろしくお願いします。
- ○議長 島崎紘一 福祉課長
- ○福祉課長 岡野宏巳 お答えします。

先ほど教育課長より回答がございましたが、当町におけるヤングケアラーの実態がはっきりしていない状況ですので、この状況をまず確認していくことが最初の段階だと考えます。その実態把握に関しましては、教育現場の関係者の方だけでなく、地域の方や民生児童委員さん、あるいは福祉職場の方から情報をいただき、実態把握に努めたいと思います。

具体的な支援策については、そのケースごとに違うと思いますので、他の 自治体の支援策を参考に行っていきたいと思います。

また、今できることとしては、ヤングケアラーという存在を社会全体で認識してもらえるようにすること、子供自身が周囲の大人に助けを求められるような環境づくりに努めていくことが必要であると考えております。

# ○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 ありがとうございます。

今、福祉課長が言われましたように、ヤングケアラーという存在をこれから社会全体で認識するのが大事だと思います。また、大人たちに助けが求められるような、周りで環境づくりを我々がやっていくのが使命かなと思います。

ぜひ、いないことを祈りますが、こういう子がいた場合に助けの手を伸べてあげられるような体制を今後、行政は作っていただければなと思います。 よろしくお願いしたいと思います。

大分時間は余りましたが、以上で、質問のほうを終了させていただきます。 お世話になりました。

○議長 島崎紘一 岡田君の一般質問が終了しましたが、ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を10時50分といたします。よろしくお願いします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時49分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

なお、引き続き一般質問でありますが、答弁が後ろのほうで聞きづらい部分もありますので、もしだったら、座ったままマイクに近づけて答弁してもよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、佐藤博君

(佐藤博議員 一般質問席へ)

○7番 佐藤博 議長の許しが出ましたので、7番議員、佐藤博が一般質問を行います。

安全で安心なまちづくりに向けての質問であります。

1月20日の議会全員協議会に、昨年12月27日付けで開発事業構想書の提出がなされた旨の報告がありました。本日は、事業に関して安全で安心な地域づくりの観点からの質問をいたします。

開発事業構想書によると、(仮称)下仁田町太陽光発電所、目的は太陽光発電所建設のための造成、位置は役場から西へ1. 2キロ、開発区域東側300メートルには国道254号線が通過する、開発面積が実測値で65. 2623ヘクタールとあります。ゴルフ場が100ヘクタールと言われておりますが、まさにゴルフ場の3分の2の広大な面積にかかると思います。大規模開発は20年ぶりかと思います。

まず、大規模開発条例の手続の流れについて伺います。

事業者は、最初に開発事業を行う市町村に開発事業構想を提示し、開発事業の受入れの可否について検討してもらうとありますが、現在どの程度の検討をされたのか、まずお伺いいたします。

- ○議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 企画課長に答弁させます。
- 〇議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 お答えします。

「群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例」に基づき、5へクタール以上の一団の土地の開発事業を行う者は、開発事業に係わる土地売買等の契約を締結する前に、また必要な法令等の許認可手続きの申請前に、群馬県知事と協議することになっております。「開発事業構想書」の提示につきましては、「群馬県大規模土地開発事業に関する指導要領」に基づく手続きとなります。

当町におきましては、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を設けております。

このガイドラインによりまして、まず事業者は、施設の設置工事に着手する前に、町と事前協議を行うことになっており、令和3年11月16日、事業者より、「太陽光発電施設設置事業概要書」が保健課に提出されました。この概要書に対する意見書を作成するため、役場全課と甘楽西部環境衛生施設組合に意見照会をかけ、「地元説明会、土砂等の搬入、伐採の計画、保安林、農業振興地域、文化財包蔵地、テレビの電波」などについて取りまとめた「概要書に関する意見確認事項」を12月16日に事業者へ提出したところでございます。その後、12月27日に協議者より「開発事業構想書」が

企画課に提出されました。

開発事業構想の提示につきましては、1としまして事業者名、2、開発事業の名称、3、目的、4、位置、5、区域、6、規模や地区別の面積の以上6つの内容を明らかにすればよいとされておりますが、前回、事業者へ通知しました内容書に関する意見確認事項を踏まえた上で、さらにこちらから事業の予定期間、土地の売買、賃貸、事業完了後の廃棄計画、事業完了後の用地の活用予定、事業譲渡の想定などについて取りまとめました「大規模土地開発事業構想書に係る質問事項」を令和4年2月10日に協議者へ通知をしたところでございます。

- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 この後の質問に、全部お答えをもういただいたような感じもする ところでありますけれども、通告に沿って質問をさせていただきます。 今後の予定の対応をどのようにしていくのか。
- ○議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 各種の開発に関連する法令やガイドラインによりまして、 粛々と事務処理をしてまいります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 市町村が可能と判断した場合に限り、県で提示を受け入れるとガイドラインではありますが、町ではどのような基準をもって可否の判断をされるのか、「可否の判断基準」についてお伺いをしたい。
- 〇議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 事業者からの「概要書に関する意見、確認事項」の回答です とか、協議者からの「大規模土地開発事業構想書に係る質問事項」の回答が あります。これらの提出されました資料から、地元の住民の意見、町議会側 からのご意見をいただきながら、可否の判断をしていくことになると思いま す。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 それで、ガイドラインに沿っていけばということですが、今、議会の意向という回答があったかと思いますが、議会の意向とは、判断は議会ということになりますか。
- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 住民の意見を聞きながら、あるいは議員の皆さんも住民の代表ですから、ご意見を聞きながらということです。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君

- ○7番 佐藤博 可能と判断すると、その後は事業者と県との協議に入る。町の関 与する内容、さらにはその範囲に何があるか。
- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 県と事業者との事前協議の後、群馬県土地利用対策会議、それと大規模土地開発事業審査会というのが開かれます。そちらにおいて審議していただくことになります。町へも、その協議内容についての確認とか意見を求められるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、また協議の進捗状況につきましても、県から逐一報告が来るかと 思います。

- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 建設計画に関する説明資料が、ごく限られた地域に回覧されたようです。回覧資料を見ると、開発面積が20~25~クタール程度、出力2万キロワット、4万6,000枚のパネルの設置を計画しているようです。

町に提出された開発事業構想書では、実測値として約65ヘクタール、回 覧資料では20~25ヘクタール、2段、3段の開発推進の懸念はないかど うか。

- ○議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 大規模土地開発条例では、開発許可の対象区域以外の開発は 認められておりません。開発予定地には、保安林区域も含まれており、また 県との事前協議におきまして、残地森林を残すよう指導を受けていくんじゃ ないかなと思われます。

また、開発許可対象区域につきましても、注視をしていきたいと存じます。

- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 土地の売買の届けは、現在提出されているかどうか。
- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 届けはございません。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 次に、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン について伺います。

平成24年から固定価格買取制度が開始され、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に始まった。ガイドラインでは、太陽光発電について、設置や運用、撤去に至るときまで、景観や騒音、公害等、生活環境や自然環境等に様々な影響を与えることが懸念されており、安全に対し、様々な不安を住民に与えることも推測されますとあります。

10ページの町の役割として、事業者の事前協議を行うこととするとあります。(1)に、事業者の提出する事前協議書の確認、受理及び保管、(2)の1で、関係法令に基づく手続に関する助言・指導、2点、地元関係者への説明の範囲、説明内容及びその方法の助言等、3点、施行に当たって配慮すべき事項の確認、助言等、4つ、適正な維持管理、撤去・廃棄についての連絡の確認、助言等とありますが、関係法令等に基づく手続に関する助言・指導では、どのような助言・指導をされたのか、伺います。

- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 ただいまの質問につきましては、保健課のほうからお答え します。

事業概要の提出を受けまして、保健課から概要書の内容については、先ほど企画課長も申し上げましたが、役場全課、それから環境衛生施設組合、こちらに意見照会を求めております。それぞれ所管する事業との関係、それから影響を受ける法令関係、それから必要な手続きがあれば手続き、それから懸念される事項等があれば、その事項についての意見収集を行っております。それらを収集し、これらの内容を総括いたしまして、概要書の提出を受けた事業者に送り、各個別の細かい事項についての対応についてを求めております。

- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 事業者への説明、あるいは助言というのは、まだされていないようですか。地元関係者への説明の範囲については、どのような助言指導をされましたか。
- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 今回の太陽光発電設備の申請のあったエリアに隣接をする 行政区を割り出しまして、その区長さんと協議をいたしまして、地域の意向 に沿った形で対応して欲しいという助言をしております。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 再質問はしませんけれども、この後、またこの件についてお伺いをいたします。

ガイドラインの6ページ、事前協議の中では、計画地周辺の住民、企業等、またその他関係者を「地元関係者」と言うとありますが、今回の回覧には企業は含まれておりません。説明の範囲、説明内容及びその方法等を協議するとありますが、どのような協議をして、どのような助言をしたかを伺います。

○議長 島崎紘一 保健課長

- ○保健課長 永井邦佳 今回、事業者から、関係する地域の方々にアプローチをしたいということで、問合せというか照会がありましたので、こちらのほうとすると、地域の行政区の区長さんも紹介して、その行政区において、きちんとそれぞれ説明会を開催するということで、区長と協議相談をしてくださいという助言をいたしました。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 取りあえず回覧ということなのかと思いますが、その回覧は、今、 課長の回答された地域の中の企業等、またその他関係者への周知がされてい ない。これはどのように指導したのか、行わせたのか、この点を伺います。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 回覧等につきましては、地域でのことでございますので、 こちらのほうからは特段、指導はしておりません。区長さんにお任せをいた しました。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインでは、こういったことを含めて指導、助言をするという、こういうことになってございます。限られた範囲の住民に回覧、回覧を見ていない方も多数いらっしゃる。コロナ禍の中ではありますけれども、沈静化を待ってでもきちんとした説明会の必要性があると思います。回覧で済ませるのか、町の指導のほどを伺いたい。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 事業者からの地域の回覧につきまして、一部の住民しか回っていないとか、回覧に飛ばしがあるですとかということは、こちらのほうでは把握しておりませんし、そのような報告を区長さんから受けてはおりません。町としては、業者に対しては説明会を開催してくださいとお願いをしております。

また、コロナ禍ではありますけれども、説明会、これはやはり必要なことかなということは考えております。特に太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令を守って適切に土地の開発をしていただきたいということでございますが、こちらを守っていただいたとしても、地域に何の事前の周知もないままに開発行為を実施していくということは、地域住民との関係悪化、あるいは擦れ違いを招く恐れがございますので、太陽光発電が地域とともに共生をして、長期的、安定的に電力供給が出来るというふうなことを実現するためには、あらかじめの丁寧な説明と、地域とのコミュニケーション、こちらを図っていただきたいというふうに考えております。

- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインの10ページの、先ほども申したんですけれども、 町の役割としては、事業者と事前協議を行う、その中には各種指導・助言を 行うとあるんです。説明の資料内容については、助言どおりのものですか。
- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 事業概要の段階では、役場としてはその内容についての校正や校閲というものは行っておりません。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 施工に当たって配慮すべき事項の確認、助言等ではどのような確認をし、どのような助言をされましたか。
- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 施工についての詳細計画というものは、これから提示をされてくるため、その内容を確認してからということになります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 適正な維持管理、撤去・廃棄についての計画の確認、助言等についてはどのような確認、助言を行っておりますか。
- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 維持管理、撤去・廃棄に至る詳細な計画内容、こちらもこれから提示されてくるということでございまして、その内容を見てからということになります。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 概要書には、そうした内容を盛り込むことになっている。概要書には、構想書はそうでない。概要書に示されていないということは、不備ということでしょうね。

2ページの2項で、「地域の理解を得ながら適正に設置、管理する」とございます。地域とはどの範囲でありますか。

- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 太陽光発電施設の周辺地域が妥当と考えています。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 周辺地域というのは、今回資料を回覧した地域のことでしょうか。
- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 はい、そのとおりです。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ごく限られた地域ということですね。

もう一点、理解とはどの程度の理解のことを示しているのですか。

- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 事業者は、周辺地域住民の方に向けて、事業の施工から日常管理、それから最終的な事業終了に至るまでの長期間にわたって、近隣住民の日常生活に支障をきたさないように、電気事業法等の規定に基づき技術適合義務を守って、良好な管理を継続することを説明していただき、それらについても町民の納得を得ることというふうに考えております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 事業の終了までのことを説明をして、理解を得る、了解を得るということであるならば、今回の回覧資料ではとてもとても、その回覧資料としては不備だというふうに思います。理解、了解ということですけれども、これは全員ということでしょうか。ある程度ということでしょうか。また、そのほかの少数の意見の反映はどう対処されるのか、指導されるのか、そのことについても伺っておきたいと思います。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 地域の住民が全員納得していただければ、一番これはいいことなんでしょうけれども、今の段階ではまだ分かりませんので、それぞれの地域から出てきた総合的な意見等を踏まえないと、今の段階では何ともお答えすることはできません。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 次に、6ページの「地域の理解促進」の項では、事業概要書の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画について、地元関係者への説明、理解を得た上で事業を進めるとありますが、回覧された資料の中には発電所を設置したいという内容のみで、施工、維持管理、撤去・廃棄等の内容は含まれておりません。この程度の説明資料で十分なのかどうかを確認のために何います。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 今回、回覧された印刷物というのは、現状での最初の事業 概要書であり、こちらのものを示しているものというふうに考えております。 今後、また事業の進捗に応じた、それぞれの説明の機会というものは設けさせていただきたいというふうに考えております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインにはそれていないという状況かと思います。4項の設置に当たっては、生活環境、景観、防災等の幅広い観点から地域

への影響を考慮する必要がある、甚大な影響が想定される地域を原則として 「設置するのに適当でない地域」とします。とありますが、申請地域は、適 当か、適当でないか、どちらに該当するとお考えでしょうか。

- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 「設置するのに適当でないエリア」につきましては、太陽光発電の適正な設置・管理に関するガイドライン、これに個々の例が列記してあります。今回申請のあったエリア内においては、ここに列記されている適当でないエリアというふうな区分によりますと、保安林区域がありましたが、さきの1月の全員協議会において説明があった大規模開発事業構想書、こちらの中では、保安林区域は太陽光パネルを設置しないことというふうになっており、その区域が除外されております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインについては、最後の質問なので、町長に伺います。 回覧をされた説明資料では不十分だと私は思います。資料の表紙には、 「新型コロナ感染拡大を考慮して、下仁田町役場、区長様と相談させていた だいた結果、今回は回覧という形を取らせていただきました」とあります。 今後の対応について、どのようにお考えか、町長に伺います。
- 〇議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 コロナ禍ということで、回覧になったかなと思いますけれども、 やはり、この回覧の目的自体は、地元住民がどこまで納得するか、それが条 件だと思います。ですから、ある意味もう一回手順を踏んで、しっかり地元 住民の理解を求めていただきたいと思います。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 続いて、下仁田町景観条例に伺います。

条例の第1条では、町の良好な景観の保全及び創造をすることとあります。 良好な景観の形成の施行に際して必要な事項を定め、「町民みんなでのぞむ 下仁田」の景観として、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りを持てる下仁 田のまちの風景を次世代に引き継いでいくことを目的とするとあります。

申請地は、景観計画区域内ですか。

- ○建設水道課長 佐藤正明 景観計画区域の対象でございますが、下仁田町は全域 が対象となっております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 申請地は、都市計画区域内はあるかないか。
- 〇議長 島﨑紘一 建設水道課長

- **○建設水道課長 佐藤正明** ごく一部ではございますが、都市計画区域内となって おります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 農地が数か所点在するようです。農業振興地域かどうか。
- ○議長 島﨑紘一 農林課長
- ○農林課長 佐藤茂治 一部、農業振興地域、農用地に該当いたします。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 農地法の適応となるのかどうか。
- ○議長 島﨑紘一 農林課長
- ○農林課長 佐藤茂治 適応となりますので、農振除外及び農地転用の手続が必要 となります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 平成24年1月1日施行の条例では、土地の区画の変更、また既定の外観の変更を伴う鉱物または土石等の採取は、高さ1.5メートルかつ面積300平方メートルを超えるものは条例を適用するとなっております。 景観に及ぼす影響はないと考えられますか。
- ○議長 島崎紘一 建設水道課長
- ○建設水道課長 佐藤正明 事業実施に当たりまして、周辺景観との調和に配慮していただきまして、景観に及ぼす影響が最小限になるよう指導をしていくつもりでございます。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 下町地区や町内からも、現地が目に入ります。説明の必要は無い と指導助言されましたでしょうか。
- ○議長 島崎紘一 建設水道課長
- **○建設水道課長 佐藤正明** 指導はしておりませんけれども、景観条例の場合、特に地元の説明を求めておりません。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 景観条例の目的、良好な景観の形成に反しないか。この点については、町長の判断、考えをお伺いしたいと思います。
- ○議長 島崎紘一 町長
- ○町長 原秀男 考え方の問題ではなくて、景観条例自体が平成24年ですか、出来たのは、比較的新しいんですけれども、その頃あったかどうか、ぼつぼつ出始めた頃かなと思いますけれども、景観条例自体が太陽光も意識していなかったんでしょうし、またちょっと分野が違うのかなと。ですから、景観条

例で太陽光に関する、非常に景観、大事なんですけれども、それを適用する のは、どこまで適用範囲なのかというのは、ちょっと難しい面もあるかと思 います。

- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 続いて、下仁田町環境基本条例について伺います。

条例の目的は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、良好な環境を確保することを目的とするとあります。定義の第2条の用語の意味では、町民とは、町内に居住し、または滞在し、もしくは通過する者を言うとあります。また基本理念第3条には、環境は将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。基本方針第7条では、公害の防止、町民が安心できる良好な生活環境の確保、快適な生活空間の創造等とされています。事業による生活環境への影響はあると思われるか否かについて、お伺いいたします。

- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 その太陽光発電事業につきましては、まだ概要が出たばかりで、初期の段階でございます。今の段階で、全くないとも全くあるとも、何とも申し上げることはできません。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 今は生活環境への影響はないか、少なからずもあるのではないか と思いますが、この点はいかがでしょうか。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 先ほど申し上げましたように、全くないとは言い切れない ということでしょうか。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 町民の意見の反映するための必要な措置を講ずるよう努めること とありますが、今回はどのような措置を講ずるのか、また講じようとするの かをお伺いしたい。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 今回の事業につきましては、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン、これに沿った事業を進めていただきたいと考えております。また、隣接地域への説明を実施して、要望、それから苦情、それから地域の懸念などがあった場合につきましては、事業者において誠意をもって回答、対処、これをしていきたいと。隣接住民の希望によっては、合意書や協定書、こういったものの成立も含めて、誠意をもって対応してい

ただきたいというふうに考えております。

- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 今は、環境基本条例の中での質問です。ガイドラインは太陽光を 進めるための案内書的なものだと思うんです。ガイドラインは、あくまでも ガイドラインなんです。太陽光発電設置のための。質問している環境条例は 町の条例なんです。国で言うなら法律だと。こんなふうに思いながら質問を しています。

その中に、町民とは町内に居住、または滞在、若しくは通過する者とある んですが、今回は町民の声の反映は無いのですか。

- ○議長 島﨑紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 まだ、初期の段階ということでございますが、おいおいまた広い範囲の町民からの問合せ等をいただいた場合には、内容を含めて事業者にこれをつないで、これに見合った対応をしていただきたいというふうに考えております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 第12条の規制の措置の項についての質問をします。

1つ目、条例の基本理念に支障を及ぼす恐れのある行為、2、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障のある行為、3、人の健康、又は生活環境に係る環境保全上の支障を防止するため等については、規制の処置を講じるよう努めなければならない。とあります。

今回の事業は、いずれの項にも関わりがあると思われますが、規制の措置 の必要性について、いかが考えているか。

- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 この12条についてですけれども、太陽光発電施設の設置 そのものが、この第12条の規制行為に該当するものではないというふうに 私は考えております。

しかしながら、今後において、この施設を管理して運営をしながら、廃棄の計画が具体化する中で、必要な措置を講じなければならないというふうな事項は発生する可能性はあるというふうに考えられます。

- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 この項で最後の質問をいたします。

町長、ガイドラインは事業を進める上での手引き、条例は町の法律だと思 うんですが、この点についての町長の認識を伺いたい。

〇議長 島崎紘一 町長

- ○町長 原秀男 認識の問題ではなくて、要はガイドラインはガイドライン、条例は条例ですよね。それに抵触するかどうか、この案件が進むにつれて、どのようにどうなるのか、これから進んだ中での判断ということで、認識がどうのこうのではないと思います。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 次に、災害防止安全対策について伺います。

防災マップには、土砂災害区域の色塗りがございません。安全な地域なのかどうか、または調査をしていない地域なのかについて伺います。

- ○議長 島崎紘一 総務課長
- ○総務課長 岡野均 防災マップ等ですので、総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

防災マップに記載してございます土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、それとあと土砂災害特別警戒区域、こちらはレッドゾーンと言われますけれども、こちらの指定につきましては、土砂災害防止法に基づきまして、群馬県が基礎調査を実施します。土砂災害の恐れのある区域を県が調査して、群馬県知事が指定するという法の規定になってございます。昨年発行させていただきました防災マップにつきましては、こちらのデータを群馬県からいただき、記載してございます。

なお、法に基づく調査につきましては、保全対象の人家が存在しない場合は調査を行わないとなってございますので、群馬県に確認しましたところ、開発予定地域につきましては、保全対象人家が近くに存在しないため、調査は実施していないというようなご回答でございました。

#### 〇議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 昨日の上毛新聞にもちょっと富岡市の事例が載ってございました。 緩やかな斜面でも地滑り、国交省が作成するという、こんな条文も載っていました。その中に、土砂災害の危険区域の指定地域は、角度が30度以上のところを対象として調査をする、こういうことなんでしょうか。しかし、人家も近くにないということから、あそこは調査が進んでいないということだと思います。

調査をすれば当然、急傾斜か土砂災害指定区域ということかと思います。 説明資料に記載があった、隣接に回覧された資料の中で、調整池、いわゆる 雨水をためるための池を設置する絵が描いてありました。調整池そのものが 脅威にならないかどうか。この点、いかがお考えか。

## ○議長 島崎紘一 企画課長

- **○企画課長 竹内誠** 貯水池につきましては、今後、県から詳細な設計等の指導が されます。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 近年では、想定内とか想定外とか、あるいは百年に一度とかという言葉をよく耳にいたします。災害防止安全対策には万全を期してほしいものです。

川井の断層は、活断層として広く知られておるところであります。以前にジオパークの勉強会で、震度6以上の可能性について、講演を受けたことがあります。そのときの数値はここでは発言いたしませんが、現地は中央構造線上に位置すると思われますが、将来的にも安全といえるかどうか、この点は町長に伺いたいと思います。

- ○議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 大分唐突な感じもするんですけれども、そのジオパークのその時の報告会は、どんな報告だったんでしょうか。
- ○議長 島崎紘一 逆質問になるので、その辺のところは十分配慮して答弁してもらいたいと思います。
- ○7番 佐藤博 講演で言っていた話の数値をここで発表してよろしいですか。震度6以上。
- ○議長 島崎紘一 一般質問の内容にどのような関係があるのか、その辺を見極めて質疑をお願いします。
- ○7番 佐藤博 では、この点については、数値の件はあとで直接、伝えますので、 安全かどうかというふうな、その辺のところ、町長のお考えで結構ですので、 ひとつお願いいたします。
- 〇議長 島﨑紘一 町長
- ○町長 原秀男 その辺も含めて、しかもこれが今、安全とか危険かと、まずは設計も出来ていない。しかも後先の話なんですよ。つまり町で、当然町の立場として可否を判断するのに、いろいろな条件が必要と思います。が、その中で、そういうところまで町が踏み込めるかどうか分かりません。もし、町が可となった場合に、これは県が検討していただく、または造成問題、調整池の問題ということになります。ですから、また、しかも、なおかつ今の質問の中に地震が起きた場合、そしてしかも確率の問題もあります。そこで今、安全か危険かという返事が大変難しいかなとは思います。出来れば、危険は避けていってまいりたいと、それが任務であります。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 お答えいただきましたので、次の質問に入ります。

地域町民の不安対策について伺います。

熱海の土砂の流出事案は記憶に新しいところです。これによって、法律の 改正も行われ、安全基準も引き上げられるようですが、山を切って谷を埋め ての造成と思われますが、構造物の設計に関して、町の職員で検証が出来る のか否か伺いたい。

- 〇議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 県と事業者との事前協議や、県へ提出されます資料によりまして、群馬県土地利用対策会議と大規模土地開発事業審議会におきまして、検証、審議をしていただくことになります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 埼玉県小川町のメガソーラー計画の件が産経新聞に掲載されて報道されていました。里山破壊に歯止めをかけようという、メガ太陽光への警鐘のようでもあります。

説明資料には、パネルの廃棄に至るまでの計画は含まれておりません。町 に提出された概要書には、記載されておりますか。

- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 提示はございません。しかし、先ほども述べましたが、協議者へ通知をしました土地開発事業構想書に係る質問事項の中に、事業完了後の廃棄計画も含まれておりますので、今後も注視しながら、また指導していきたいと存じます。
- 〇議長 島崎紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインの5ページには、事業概要書の提出の項目には、維持管理、撤去・廃棄までの計画と明記しています。提出資料の不備ということになるんでしょうか。
- ○議長 島崎紘一 保健課長
- **○保健課長 永井邦佳** これにつきましては、今後提示されるものと思われますので、提示をしていただきたいというふうに考えております。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 ガイドラインに沿った指導、助言がなされているとは思えない状況です。

構想書によると、目的は「太陽光発電所のための造成」とありますが、今 回の申請の約65~クタール地内で、太陽光発電以外の事業を行う場合の扱 いについて、どのような対応になるのか、お伺いいたします。

- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 先ほど述べたんですけれども、大規模土地開発条例では、開発許可対象区域以外の開発は認められておりません。また、途中での転用についても、認められておりません。新たな申請が必要になります。
- ○議長 島崎紘一 佐藤博君
- $\bigcirc$  7番 佐藤博 5 ヘクタール以内の開発は規制外となりますか。
- ○議長 島﨑紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 今度は、国土利用計画法の規制がございます。都市計画区域内での開発につきましては、5,000平米以上、都市計画区域外では1へクタール以上の場合に届出が必要となってまいります。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 確認のための再質問をいたします。5,000平米以下は何もないということですか。
- ○議長 島崎紘一 企画課長
- ○企画課長 竹内誠 届出はございません。
- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君
- ○7番 佐藤博 5,000平米以内、要は1,500坪以内は規制外、そういう ことなんでしょうか。

太陽光発電事業の普及に伴って、既に大量の廃棄物が出されている状態だそうです。10年前のパネルは発電効率が悪いため、最新のパネルへの入替えによる廃棄、風水害災害等による廃棄等で処分に苦慮しているそうです。 さらに、10年後には大廃棄時代がやってくると言われています。

今回の申請者の履歴事項全部証明書によると、産業廃棄物の収集運搬及び 処理業の項目が記載されております。産業廃棄物の中間処理、あるいは最終 処分場への発展することを懸念いたしますが、そんな懸念はないと考えられ ますか。

- ○議長 島崎紘一 保健課長
- ○保健課長 永井邦佳 産業廃棄物の廃棄の業種が入っているということなんですが、産業廃棄物処理法によりますと、産業廃棄物の処理というものは、事業者が自らの責任で処理をしなければならないというふうな法律の規定がございます。従いまして、産業廃棄物を出すような事業種を持っていれば、当然、自分のところでこれを片付ける業種があるというのは、不自然なことではありませんので、この業種があるからすなわち最終処分場をつくる、発展するということにはならないのかなというふうには、私は今の段階では考えている。

ます。

で、今回産業廃棄物の処理施設の建設に変わる恐れがあるというふうなことの可能性で言えば、今回の大規模土地開発の申請というのは、産業廃棄物の処理施設に転換をしたいということであれば、全く別のステージでまた新たに申請を出していってもらう必要があります。そのため、大規模土地開発の今回の申請から、産業廃棄物の処理施設へ申請を転換するということは出来ないはずでございます。

そういうことでございますので、今の段階におきましては、そういう心配はないのではないかというふうに考えております。

○議長 島﨑紘一 あと5分です。

佐藤博君

○7番 佐藤博 最後の質問に入ります。

パネルの寿命は20年から30年と言われています。延長もあると思うし、 その他の転用も考えられると私は思い、土地の所有者の意向、こういったこ とにもよるのではないかなというふうに思います。20年前のあんな思いは したくない。また、町民の皆さんにもさせたくない。この下仁田町環境基本 条例は、平成19年4月1日に施行されたものだと思います。

町長に質問をいたします。最後の質問です。

確認を含め、見直しの必要性もあるのではないかと思いますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

### ○議長 島﨑紘一 町長

○町長 原秀男 大分話が飛んでいるような話なんですけれども、これはまず太陽光からすると、そういう中で、住んでいなくて設置をしたいと、そういう訴えの書類が出てきたわけです。確かに、後先なんですけれども、もちろん10年20年たって、これを廃棄対象になるのかもしれません。でも、まず設置に向かっての条件として、これも後先ですけれども、最終的に片づけると、そういうような条件なり、また法律、そういうものにおいての設置になると思うんですよ。そういう意味で、今ここで、伺った考えで産廃になると、あるいはくら替えしてしまうと、そういうようなことで環境基本条例をどうとかこうとかいう問題は、多分難しいんじゃないかなと思います。

そういった意味で、要はこの可否の運営について、やはりいろいろな諸法を抵触しないようにするかどうか、これをクリアして、なおかつ地元住民の確認、承認、そしてまた議会の皆さんのご意見、これをいただいた中での可否の判断につながるのではないかと思います。

今そういった感覚で、この状況を見ております。ですから、皆さんの意見の中での最終判断ということになろうかと思います。そのように考えております。

- ○議長 島﨑紘一 佐藤博君、あと1分です。
- ○7番 佐藤博 そこの条例の中に曖昧さがあったり、町民という扱いのところの曖昧さだったり、各種のところをもう一回再点検しておいていただいたらいいかなという思いでの質問をさせていただいたところです。

ガイドラインや各種の法律、町の条例を厳守していただいて、また先に述べた地域の特性をしっかりと伝えていただいて、適正な設置運用がなされるように、そしてそれに対して町としてのしっかりとした対応をしていただきたい、町民誰もが安全で安心のできる地域の創造を願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 島﨑紘一 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開を午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

一般質問の前に連絡事項がありますので、よろしくお願いします。

福祉課長

○福祉課長 岡野宏巳 午前中の岡田邦敏議員さんのシニアカーについての質問に 対する回答で、2点ほど訂正したいと思います。

> まず1点目なんですけれども、時速20キロ以下と発言したんですが、正確には最高速度6キロ以下でございました。成人男性が歩く速度程度です。 道路交通法では、歩行者として扱われます。また三輪車というふうな形で言ったんですが、現在は四輪のものが主となっているようでございます。

> 私の不確かな記憶で回答してしまい、皆様を混乱させてしまいました。お わびして訂正いたします。よろしくお願いします。

○議長 島崎紘一 それでは、引き続いて一般質問を行います。

岩崎正春君

(岩崎正春議員 一般質問席へ)

○6番 岩崎正春 議席番号6番、岩崎正春が通告書に従いまして、議長のお許し をいただきましたので、質問を行いたいと思います。

その前に、冒頭、3月定例会に際しと町長からご発言がありまして、ロシ

アによるウクライナへの不当侵攻に抗議すると、私も激しく同意をいたします。

それでは早速、中身に入ります。

予測困難な時代を生き抜くために必要な教育の取組として、国は誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現という、GIGAスクール構想のもとに、2025年までに紙の教科書を廃止するという構想を打ち出しています。町でも、平成29年からICTに取り組み始め、議会でも茨城県へ視察させていただきました。このコロナ禍で休校や自宅学習が続く中、遠隔授業が進められるようになり、町ではいち早く取り組めて授業の遅れを最小限にとどめられたことは、先生や担当課の教育への熱心な取組の結果だと思っております。

今や、県内外からICT教育のフロントランナーとして注目されるようになり、町の今後の取組が県内外で注目されていると言っても過言ではありません。

以前、公開授業を見せてもらいましたが、今はコロナ禍なので、そういった企画もありませんので、また先般、中学校だよりということで、地元の新聞社の取材による記事が中学校だよりの中に載っております。

そこで、私ももう少し中身を詳しく知りたいと思いまして、幾つか質問を させていただきます。

まず初めに、ICT教育の進捗状況と今後についてお尋ねしたいと思います。

町長の公約でもありますけれども、学校教育に関することなので、まず教育長にお尋ねしたいと思います。

ICTの取組によって授業がどのように変わったのか、また変わるのか、 お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長 島崎紘一 教育長
- ○教育長 茂木学 このことにつきましては、教育課長が答弁いたします。よろしくお願いします。
- 〇議長 島崎紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 お答えします。

下仁田町では、まず先ほど議員もおっしゃりましたように、平成29年度 に小学校でiPadを50台、中学校でクロームブック47台を購入して、 これまで年度で数えれば5年近く、授業で活用をしてまいりました。

町では、ICT活用の目的を、学習の道具として日常的に利用することに

よって、一人ひとりの主体的で対話的で深い学びを実現することと定めまして、学校を挙げて取り組んできております。その結果、従来の教師が教えるという形から、子供が学ぶに変化していることは、大きな授業改善の効果が図られているという状況になっております。この状況があらゆる教科で見られているという状況でございます。

# ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ありがとうございます。

どうしてもカタカナ言葉が多くなって申し訳ないんですが、続けさせてい ただきます。

全国でパソコンやタブレットなど必要機器の配置がほぼ揃っても、それら 機器を使い、授業に変えれる状況にない学校も多くあると目にします。中に は、新品のまま使われずに眠っているケースもあるとネット上で散見します。 国はパソコン等の機器は揃えるが、やり方はそれぞれの自治体や教育委員会 の創意工夫が必要で、これからICTの本来の機能を生かせるかどうかが試 されていると思います。

それで、次に行きます。

子供の学習の習熟度や課題については、どうでしょうか。効果はあったで しょうか。

#### 〇議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 林通典 既に先生と同じ程度の操作が、子供たちができております。 子供たちのほうがどちらかというと、早く覚えたりもします。また、子供同士で教え合うことも可能なため、習熟度に関しては、子供にはそれほど問題はないという現状になっております。

課題は大きく2つありまして、課題の1つは、授業での使い方です。ただタブレットを授業で使うというだけではなくて、どうやってICTを効果的に使って授業改善を行うか。これを委託しているICTの専門家の方を講師に、先生を指導していただいたり、担当の先生が打合せを頻繁に行ったりしております。

もう一点は、故障などのハード面が課題です。頻繁に使うために、場合によっては画面が割れたり、Wi-Fiが繋がらなかったりという問題が時に起こっております。そのため、外部にヘルプデスクを設置して、修理などを委託できるようにし、先生方の負担が少なくなるようにしております。

# ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 県内外の学校でも、電子機器の取扱いがスムーズにいかないた

めに、教員の中から、「紙による授業を優先してほしい」という声もあるということを聞きました。下仁田町がスムーズに行くその影には、学校の教員と、ICTには無縁で、まさかICTを担当するとは思わなかった職員も一生懸命取り組んだ、その成果だったと思います。大変ご苦労さまです。

この先、個別指導の効果を上げるには、ICT教育テキストの利用があります。教員の異動によるタイムラグを最小化できると思います。

例えば、名前を挙げると、ドリルソフト、グーグルフォーム、などを使えば、授業の学習を家庭学習にて反復できますし、子供の学習の進捗状況に応じて、弱い部分をAIが判断して類似問題を出題できたりします。AIが子供の習熟度を蓄積し、子供に合った問題を出して、だんだん高度な問題に導き出すと、そういったようなシステムを備えているものがあるというふうに聞いております。算数のよく間違える場所は、少し前のやさしい問題を優先して出題し、進めるようになり、児童生徒に寄り添う機能を備えています。その分、先生の負担が軽くなれば、ほかの遅れている児童生徒の指導に回れるんではないかというふうに期待しております。

ところで、中学校だよりに載っていた新聞記事の中に、動画の活用とはどのような活用の方法があるのでしょうか。また、ICT先進地の小中学校として、自らの希望で下仁田町に赴任してきた教員の先生はいらっしゃるでしょうか。

#### 〇議長 島﨑紘一 教育課長

○教育課長 林通典 議員おっしゃりますように、小中学校それぞれの学校だよりでは、頻繁にタブレット、ICTを活用した授業の様子等が紹介されておりますし、小中のホームページにも紹介されておりますので、ご覧いただきますと、大変ありがたく思っております。

まず、小学校では、作品の撮影や動画を撮影したものを児童が工夫して発表に使うなどして、楽しく分かりやすい授業に生かされております。これは、最近の学校だよりにも一部載っていたかと思います。

また中学校では、例えば英語での自己紹介の動画を撮影するなどして授業に生かす以外に、グーグルサイトを使い、自分だけのホームページを生徒がつくり、そこに画像や動画を保存したりしており、これらの取組が子供たちの自信に繋がるということを期待しております。

なお、人事異動で下仁田町を希望してお見えになった先生はいらっしゃいます。町内の学校でICTの研さんをして、ベテランでリーダー的になった 先生が、人事異動で他町村に赴任した際、その先生が新しい学校でもICT の中心になっているという話を度々耳にします。そういう状況もありまして、 これもICTの一つの成果と思っております。

- ○議長 島崎紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 次に、不登校、いじめ問題に対応する際にも、こうした I C T 機器を使った場合、効果があると思うが、その辺はどうでしょうか。
- ○議長 島﨑紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 様々な事情がありまして、なかなか毎日は学校に登校できないという子供は、小中学校ともに数名はおります。この場合、子供の体調にもよりますが、家庭でタブレットの利用が可能な場合は持ち帰って、リモート授業を受けることが可能で、教員がリモート授業が出来るスキルを既に身につけております。既に中学校では令和2年度から実施しており、小学校でも今年度実施しております。授業が遅れないようにする効果があると思っております。
- ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 実際にリモート授業を経験した保護者からは、大変助かりましたと、授業から取り残されるではないかという心配がありましたが、「おかげでそういう心配を避けることが出来ました」というご意見も伺っております。

ただ、リモートに接続するときに、まだちょっと担当者が大分苦労してやっている話を聞いたんで、その辺ももう少し繋がりやすく、いろいろな整備をしていただけると、もっといいんじゃないかなというふうに思います。

それで、在宅による遠隔授業の現状はどうなんでしょうか。単なる遠隔授業というところでなくて、授業で先生から教わったことを家でタブレットで復習できる、いわゆるハイブリット宿題は有効だというふうによく言われております。また、教室では友達との関わりが出来て、対面に限らずオンラインでも、いつでも人と、友達が繋がっているという感覚を失わせないように、いろいろな選択肢を考えていくのが非常に大事だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

- ○議長 島崎紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 今は、ごく少数の欠席する児童生徒がいた場合に、その子が 自宅でリモート授業を受けているというだけですが、万が一、学級閉鎖等が 起きても、自宅でリモート授業が受けられる環境はできて、確認をしており ます。学びを保障するという状況になっております。

ただし、友達との関わり、議員さんおっしゃいましたように、コミュニケ

ーション等は直接会ってこそ真に育まれるものと考えますので、学校教育課 としましても、感染者にならないように、また出さないように学校で対策を していただくように配慮している状況でございます。

- ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 学校としてICTを取り入れたことによる教育機能の変化はありましたか。もしあれば、どのようなことでしょうか。
- ○議長 島崎紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 先ほどの答弁と若干重なるかもしれませんが、国のGIGA スクール構想、これによりまして、それまではずっと数十年、教師が主役という学校の形態でしたが、これからは子供が主役の授業に転換しつつありまして、従来とは違って大きな変化が起きております。なお、授業で習った内容をその日家庭でタブレットで解いてみるということは、中学校では既に実施しております。ご意見いただきましたので、学校とも協議して、より良いICTの活用ができるように今後努めていきたいと考えております。
- ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 現在、小中ではいろいろなテキスト、例えばジョブノートやドリルテキストを使って授業をされていると思います。今よりさらに進化するとすれば、私たちが育った頃は、黒板に先生が書いた文字を一生懸命ノートに写していて、肝腎な先生の話を聞かなかったという経験もあるのですが、こういったテキストを使えば、それを繰り返し家庭でも今日の授業を振り返ることができるという利点もあります。そういった反復学習テストはもう採用されているんではないんでしょうか。その辺も、もし回答ができるなら、していただきたいと思いますが、一応次にいきます。

今の小中学生が高校を卒業し、あるいは大学を卒業する頃には、なくなっている職業や、逆に新たに起業している仕事もたくさんあると思います。その中で、デジタル社会はさらに今より加速することが考えられます。教師が教鞭を振るう時代から、今や教師は、児童や生徒が楽しく学ぶ環境づくりをするファシリテーター役になっていると言ってもいいのではないでしょうか。そのために、ICT教育に利用するための機器を止めない努力が必要になります。

そこで、次にリスト管理について、ICT教育ガイドライン等を作成しているでしょうか。また、流出防止のネットセキュリティ、外部からのセキュリティ取扱いの取り決め、こういったものはあるのかどうか。また、いろんなルールづくりは、子供たちが実際に守れなければ話にならないので、子供

たちが参加したルールづくりが大事だと考えますが、その辺はどうでしょうか。

また最近、問題になり始めました、画面凝視によるブルーライトによる視力低下など、目の健康被害対策も併せて行っているでしょうか。その辺もご答弁をお願いしたいと思います。

# ○議長 島﨑紘一 教育課長

○教育課長 林通典 教育委員会といたしましては、現場の教員の意見を取り入れ ながら、昨年7月に教育情報セキュリティポリシーというものを作成しまし た。小中学校ともこれにのっとって、実際のICTの活用、運用はしていた だいております。

また、好ましくないサイトへのアクセス等はフィルタリングソフトを入れております。ただし、ネット全体をブロックというのは、技術問題で出来ないため、学校では、教員が一方的にルールを押し付けるのではなく、例えば中学校では生徒会で考えさせたり、子供たちがどういうルールにしたらいいかというルール作りを、子供たちが考えながらルールを作ってきております。なので、自分たちが作ったルールだから守ろうねという呼びかけで、そのルールやモラルの周知徹底を呼びかけて、例えば子供同士のトラブル、知らない人と繋がってやり取りしてトラブル等のトラブルが起きないよう指導しているという状況です。

健康被害についてですが、これについては、やはり目によくないんじゃないかと、いろいろな健康被害というのは前々から心配されておりました。文科省でも、つい最近になって、今後の取組の中で、やはり健康面への配慮が大きな柱で大事だという文書も届いております。

学校では、タブレットの夜間の利用時間の制限をしたり、学校だよりで目の健康に対する注意喚起をしたりして、長時間使用しないよう指導をしております。また、PTAでも保護者を対象に目の健康についての研修をしたという実績もあります。現状、被害の実態もはっきりしていないために、今後、国県の指導を仰ぎながら、具体的な対策を考えたいと考えております。

#### ○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ぜひ健康に関しては、対策の強化を望みたいと思います。

そこで、家庭に持ち帰る際に、公衆無線LANの特に無料Wi-Fiの接続は、比較的安易に出来るようになってまいりました。そこで、こうした公衆無線LANへの制限等は設定しているでしょうか。

#### 〇議長 島崎紘一 教育課長

- ○教育課長 林通典 その辺の設定、別のところにある公衆無線LANへの制限等は設定はしておりません。タブレット持ち帰りは家庭での使用が前提ということで、家庭でのWi-Fi環境を整備していただく必要がありますので、そこを各家庭へ協力をお願いしているところでございます。
- ○議長 島崎紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 いずれにしても、この快適なICT機器を使うには、それなりのルールが必要だと思います。ぜひ保護者やご家庭でのご協力が不可欠なものだと思いますので、よく理解いただけるような対応を丁寧にやっていただきたいと思います。

次に、今後の取組について、町の方針をお聞きしたいと思います。どのようなことがあるでしょうか。

- ○議長 島﨑紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 先ほど議員も公開授業ということをおっしゃっていましたが、 今年度は、昨年11月に県が主催で公開授業を行いました。これは小中とも にですけれども、コロナ禍ということで、議員さんにご案内できなくて残念 だったんですが、この場所では、小中ともにいろいろな教科で、複数の教科 でICTを取り入れた授業を行いまして、その中身については、県教育委員 会をはじめ関係者からは高い評価をいただきました。

引き続き、どの教員も、どの教科でもICTを効果的に使った授業が展開出来て、冒頭申し上げたようなICTを使う目的を達成できるように努めていきたいと考えております。

- ○議長 島崎紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 具体的にもう少し、どのようなところが良かったかという評価をいただいたのか、もう少し踏み込んで答弁していただければと思います。
- ○議長 島﨑紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 一般的に、ICTタブレットを使いやすい、効果が出やすいのは、算数、数学とか、一部の教科というふうに言われております。ただ、このICTを例えば道徳とか社会とか、いろいろなほかの科目にもうまく使って、ただタブレットを使うだけが目的ではなくて、使うことによって子供たちが考える力をより上げたり、発表できる力を上げたりという効果を上げられていると、使うだけじゃなくて、効果がちゃんと上がっているというのは、県下どの小中学校でも全て出来ているわけではありません。その辺は、下仁田はレベルが高いという評価をいただいている状況です。
- 〇議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ありがとうございます。

そこで、パソコンもタブレットも常にバージョンアップが繰り返されております。ひとつの目安として、5年使えば端末の更新しなければならないケースが多いようです。そこで、計画的に予算を組まなければならないと思うが、そういった計画はあるのでしょうか。

- ○議長 島﨑紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 現在、小学校では合計180台のiPadを、中学校では 113台のクロームブックを使用中でございます。今のところ、これらの機 器を更新する際に、例えば国の補助がつくというような話はありませんので、 総合計画の実施計画の中に入れまして、急激な財政負担が生じないように、 段階的、計画的に更新していければと考えて、そういう予定でおります。
- ○議長 島崎紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 ICTの活用は、男女、あるいは年に関係なく、将来そういったものを身につけていれば、起業や就業の場合に非常にその人が活躍しやすいものだと思います。ぜひ切れ目のない、あるいは中断することがない、さらに欲を言えば、進歩したICTの活用を図っていただきたいと思っております。

続きまして、地域を知る学習について、どのような取組をしていますか。

- 〇議長 島崎紘一 教育課長
- ○教育課長 林通典 地域を知る学習として、下仁田町では小中学校で、下仁田学習という言い方で、そういう位置づけで、郷土の産業・歴史・文化等を学ぶ授業を小学1年生から中学3年生まで、体系的に取り組んでおります。その中で、近年このコロナ禍ですので、タブレットを使って、ジオパークや文化財等をオンラインでつないで学ぶという手法を度々取っております。この結果、密にならないで、そこに行かなくても、いろいろなことが学べる、分かる、そういうツールとしてICTが非常に有効であるという好事例かと思われます。
- 〇議長 島崎紘一 岩崎正春君
- ○6番 岩崎正春 ただいま答弁にあったように、私はICTは利用できるところは大いにICTを活用していただいて、先生の負担の軽減を図り、その代わり、登校し、みんなでなければ出来ないことや、地域学習に力を入れてほしいと思います。

今はコロナ禍なので、やむを得ない、いろんなものが中止になって、一番 いろんなものを吸収しやすい世代が、こういう状況で大変気の毒だなという ふうに思っていますが、地域を学ぶ学習や体験学習は大いに取り入れていただきたいと思います。子供たちが地域の人や資源に触れ、対話や協働を養うアクティブラーニング型の授業にしていったらいいなというふうに思っております。

下仁田ねぎの栽培、こんにゃく手作り体験等、今もされているようですが、さらにいろんな、下仁田には資源が豊富にあります。例えば中小坂鉄山のたたら製鉄を学ぶとか、下仁田にはその他、もっともっと身近なところに地域資源がありますので、そういうことの発見も大事だと思います。修学旅行や遠足、ましてや海外派遣など大切な経験ですが、その前に、まず自分の町を知るという基礎が必要だと思います。そのためには、地域のことやそこで頑張っている住民の話を見聞きすることは大切です。学校は安心して失敗、経験の出来る場所だと思っていますので、豊かな感性を磨き、育む場所にしていただければと思います。

そうすれば、次に海外派遣に関して、先ほども出た事とかぶる部分はありますが、コロナ禍とアフターコロナでの派遣事業について、令和4年度事業についてと、その後の考え方をお聞かせください。

## ○議長 島崎紘一 教育課長

○教育課長 林通典 令和2年度、3年度とこの2年間は実施が出来ませんでした。 中学生には、生の英語に触れて異国の生活や文化に触れる機会がなかったの で、非常に残念だったと思っております。

新年度につきましては、オーストラリアに派遣すること、また現地とオンラインでつないで交流することが現実的には難しいと判断をいたしまして、今から代替事業を想定しております。国内で2泊3日ほどで中学2年生全員を対象に研修をする予定でおりますが、詳細は今後詰めていきたいと考えております。

令和5年度以降の事ですが、コロナの感染状況がどうなっているか、まだ 先の見込みが立ちませんので、はっきりは申し上げられませんが、安全最優 先でもし出来るものならば、現地を訪問しての研修が出来れば、非常に好ま しいのではないかということで、そういうことを検討してまいりたいと考え ております。

### ○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 そういう、コロナが早く終息して、本来の派遣事業が実施されることを望んでおります。

また逆に、県内のみなかみ中学校や、また小学校などでは、地元のたくみ

の里を始め、町内探索で町内旅行をしたり、校舎でキャンプ気分の演出を体験したというニュースを見ました。また、そういうことも貴重な経験かなと思います。そこでインタビューで答えた子供たちは、自分の町にこういうところがあったと知らなかったというようなコメントを、インタビューを受けていた子供もいます。割と灯台もと暗しで、自分の町のことは意外と知らないのではないかなというふうに、そのとき感じました。

それで最後に、この中学校だよりにもありましたが、中学生がICT教育の成果物として、リーサスやジャムボードを使って、人口減少対策などを町長に提言したようだが、それを見て町長の感想をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

# ○議長 島﨑紘一 町長

○町長 原秀男 今、提言があった内容は、別に岩崎さんに言わないんだけれども、 提言を2項目受けました。

その件で、まず1つ目が、保育園、小中高一貫をしたらどうかと、そういう提言がありました。小中高、高校はちょっと県立ですから、また難しいところもありますけれども、小中高一貫教育、これを私としての今の所感を述べさせてもらいますと、やはりメリット、デメリット、なかなか難しいところもあります。検討はするつもりですけれども、そういった中で、またメリット、デメリットの中で、今の下仁田の小中を見ますと、それぞれ1校ずつです。ですから、一貫ではないけれども、ちょうど両方の面が、一貫にした場合のメリット、デメリットが、今の現状の下仁田の小中高を見てもちょっと出ているかなと。そういう意味では、その一貫を考えていくのも、また何とも言えないかなと。

この一貫教育は、人口減少、あるいは少子高齢化対策になるのかどうか、 ちょっと分かりづらいところもあるんですけれども、ちょっと今、所感とし ては、そういう感覚でいます。

また、どうしてもそういう要望で、みんなの総意が、子供たち、あるいは PTAの総意があるなら、また十分検討していきたいと、そう思っています。 それから2つ目で、公園が欲しいと。子育て世代のための公園が欲しいと、 そういう要望、そういうものが提案がありました。

公園の問題、これは私ももう大分前から町民にも時々、公園が欲しいんだと言われています。そういった中で、ただ、なかなか公園、場所の問題、またどういう感覚で公園が欲しいのかなと、その辺の希望者の数もちょっと分かりにくいし、どうかなと。

でも、逆に公園が欲しいという、こちらから見た場合の感覚でいくと、今の子供たちはまことに、コロナでなくても家の中で、とにかくゲームに熱中していると、そういう意味では逆に公園を作ってやって、学校とともにもっと外で遊ぶと、そういう形を逆にこちらも考えていったほうがいいのかなと。公園の提案に関しては、ちょっとそういう感覚でいます。

以上です。

# ○議長 島﨑紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 ありがとうございました。

私はこれは、中身はいろいろ実現する、このままそっくり実現できるかどうかというのは別問題として、子供たちが、中学生が、こうやって下仁田町の現状にやっぱり目をやって、何とか自分のふるさとを今の窮地から救える方法がないかということを考えてくれたということが、非常に貴重だと思うんです。ですから、この公園を作る、小中一貫校、これがいいかどうかはまたいろんな方に意見を聞かなければならないと思いますけれども、そういった意思を示してくれたというのが、私は非常にありがたいなというふうに感謝している。それで、あえて今回一般質問をさせていただいて、町の考え等をはっきりさせたということです。

ありがとうございました。以上です。

○議長 島崎紘一 ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長 島崎紘一 本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、引き続きまして、302委員会室において議員全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いをいたします。

散 会 令和4年3月8日 午後 1時37分